

議会

6月2日から6月27日までの会期
市議会6月定例会の主な内容をお知らせします

問い合わせ 総務課 田中 ☎(23) 0050

一般会計補正予算（第1号）

令和7年度の1回目の補正で、4億6194万8千円を増額し、補正後の総額を252億1194万8千円としました。

今回の補正では、「地域少子化対策重点推進交付金」を活用し、ふじのくに出会いサポートセンター登録料の補助や、地域おこし協力隊企業等連携型を活用した多文化共生の推進や外国籍住民の支援等に係る経費、貸付金全額が返済されたことによる繰上償還に係る経費などについて予算措置を行いました。

一般会計補正予算（第2号）

令和7年度の2回目の補正で、2078万6千円を追加し、補正後の総額を252億3273万4千円としました。

今回の補正では、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、食料品やエネルギー価格などの物価高騰の影響を受けている子育て世帯を支援するための経費について予算措置を行いました。

条例議案として、▼牧之原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例▼

▼牧之原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例▼
▼牧之原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例▼
▼牧之原市企業職員の給与の種類の及ぶ基準に関する条例の一部を改正する条例▼
▼牧之原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例▼
▼牧之原市水道施設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例が可決されました。

その他、▼市道路線の廃止及び認定について▼

静岡市消防局牧之原消防署榛原出張所改修工事の請負契約について▼
▼牧之原市立中学校学習者用端末の売買契約について▼
▼土地取得特別会計補正予算（第1号）が可決されました。

発信

市が持つ魅力や地域資源などを国内外に広く発信
「静岡まきのはら大使」を委嘱しました

問い合わせ 秘書広報課 横山 ☎(23) 0040

市では、市のイメージアップを図るため、市出身者や市にゆかりのある著名人などに「静岡まきのはら大使」を委嘱し、市が持つ魅力や地域資源などを国内外に広く発信してもらっています。

このたび、牧之原区出身でプロ野球選手の村松開人選手に大使を委嘱しました。

委嘱対象者（敬称略）

村松開人（牧之原区出身 24歳）
プロ野球「中日ドラゴンズ」（内野手）



市長から委嘱状を受け取る村松選手⑥

委嘱式は、7月12日にバンテリンドームナゴヤ（名古屋市中区）で行われ、杉本市長から村松選手に委嘱状と大使の名刺が手渡されました。

村松選手は「自分が活躍すれば、牧之原の名前が出る。そんな機会を少しでも増やして頑張りたい」と大使の意気込みを話しました。

当日は、村松選手が所属する中日ドラゴンズの試合が開催。村松選手の後援会員や同行した市民など40人が試合を観戦する応援ツアーが実施され、チームを応援しました。



村松選手（左から3番目）と市長、後援会員との記念撮影

子育て

入院時の食事代が対象になり、子ども医療費が全額助成
子ども医療費の助成内容が一部拡充されます

問い合わせ 子ども子育て課 藤田 ☎(23) 0071

令和7年10月診療分から、子ども医療費の助成内容が一部拡充されます。今までの助成対象医療費（保険診療分）に追加して、入院時の食事代となる食事療養費（標準負担額）が助成の対象となるものです。

これにより、本市の子ども医療費が全額助成となります。

詳しくは、受給者証更新時のお知らせ（通知）や「まきはぐ」ホームページなどにも掲載予定です。



まきはぐホームページ

拡充後の子ども医療費制度

対象者

市内に住所があり、保護者の健康保険に加入している0歳～18歳年度末までの児童

対象医療費

▼入院・通院・調剤にかかる医療費（保険診療分）
※健康保険対象外のものについては、助成の対象になりません。

▼入院時の食事代（標準負担額）
※入院時の食事代は、9月診療分までは助成の対象外です。



受給者証が年度更新されます

9月末までの有効期間である子ども医療費受給者証が年度更新されます。

更新後の受給者証は、9月中旬以降に保護者の住所に於てに郵送予定です。お手元にある受給者証は有効期間までは使用できます。

10月1日以降は新たな受給者証を使用し、古い物はご自身の責任にて処分してください。

10月になっても新しい受給者証が届かない場合や、記載事項に誤りがある場合にはご連絡ください。このものの加入健康保険の情報に変更があったときは、随時の変更届提出が必要です。

募集

「夢をかなえる私になる」看護への進学を検討している皆さんへ
静岡県中部看護専門学校では学生を募集しています

問い合わせ 榛原総合病院組合 ☎(22) 9510

志太榛原地域に根ざした看護師養成機関である公立の静岡県中部看護専門学校では、令和8年度入学生を募集しています。

卒業生の多くが榛原総合病院をはじめ、この地域の医療機関で勤務し活躍しています。地元で看護師になるという強い気持ちを持つあなたをお待ちしています。

令和8年度学生募集（入試案内）

【推薦入試】

出願期間 9月1日（日）～11日（土）

午後5時必着（簡易書留で郵送）

試験日 10月10日（土）（学科・面接）

受験資格 高等学校を令和8年3月卒業見込みの人

【一般入試】

出願期間 11月4日（土）～13日（土）

午後5時必着（簡易書留で郵送）

試験日 12月11日（土）（学科）

12日（日）（面接）

受験資格 高等学校を卒業した人、令和8年3月卒業見込みの人

【共通】

募集要項請求方法

▼同校窓口で配布しています。（祝日を除く月～金曜日／午前8時30分～午後5時15分）
▼封筒の表に「募集要項等請求」

と朱書きして、角2型の返信用封筒（宛名明記、320円分の切手貼付）を同封し郵送してください。

郵送・問い合わせ

〒425-0035

焼津市東小川1丁目6-9

組合立静岡県中部看護専門学校

☎054（629）4311

☎054（629）4313



ホームページ

榛原総合病院組合 看護師等修学資金貸与制度

榛原総合病院への就職希望者は、徳洲会奨学金制度と併せて利用でき、最大で月額10万円の貸与を受けることが可能です。詳細は、榛原総合病院組合にお問い合わせください。

学校区分 大学・短期大学・専門学校などの区分は問いません。

貸付限度額 月額5万円（徳洲会と併用の場合は月額10万円）

貸与期間 正規の修学期間

返還の免除 看護師などの免許取得後に、常勤の看護師として貸与期間と同じ期間を規定施設（牧之原市や吉田町内の医療施設など）で勤務すると、奨学金の返還が全額免除されます。

消防

令和8年4月1日から運用予定
静岡市消防局牧之原消防署榛原出張所を建設します
問い合わせ 危機管理課 谷澤 ☎(23) 0057

消防救急業務の市民サービス向上のため、平成28年4月から、静岡市、島田市、牧之原市、吉田町、川根本町の3市2町で構成される、静岡地域の消防救急業務広域化が開始し、令和6年度で9年が経過しました。10年を迎えるにあたり今後の方針について、度重なる協議の結果、令和8年度以降も静岡地域の広域消防は継続することが決定しています。

このたび、静岡地域広域消防運営計画により、榛原地域に牧之原消防署榛原出張所を建設することが決定しました。令和8年4月1日から、牧之原消防署、同署地頭方出張所、同署榛原出張所で、原則市内の消防救急事案に対応することとなります。

また、牧之原消防署に指揮隊1隊、榛原出張所に救急・消防隊1隊が新しく配備され、消防力が強化されます。

施設概要

住所 細江4405番1（旧島田掛川信用金庫細江支店）
※同金庫の建物を改築し、出張所として使用します。



▲建物外観（旧島田掛川信用金庫）



▶所在地周辺地図

敷地面積 2199・71㎡
(163・84坪)
延床面積 541・49㎡
構造 鉄骨造陸屋根平屋建
配置職員数 10人(常時4人対応)
配備車両 2台(水槽付きポンプ自動車、救急車)

大会

市では24年ぶりの開催
全日本サーフィン選手権が静波海岸で開催されます
問い合わせ 観光課 佐藤 ☎(53) 2623

「第59回 全日本サーフィン選手権大会2025」が10月、静波海岸で9日間に渡り開催されます。本市での開催は、2001年に榛原町で開催されて以来24年ぶりとなります。非常に貴重な機会ですので、ぜひご注目いただき、選手たちへ応援をお願いします。

全日本サーフィン選手権とは

全日本サーフィン選手権大会は日本で最も伝統のある最大規模のサーフィン大会として、過去50年以上にわたり全国各地で開催されてきました。

日本サーフィン連盟の全国70支部から予選を勝ち抜いた代表選手約1500人が出場。トップクラスの選手たちが卓越した技術を競い合い、アマチュアサーファーの全日本チャンピオンを決定します。日本サーフィン連盟が主催となる4大会の1つで、各入賞者に加算されるポイントも他の公認大会に比べて高ポイントとなるため、年間ランキングを争う選手にとって重要な大会です。将来のオリンピック出場を目指す「強化指定選手」の基準にも関わってきます。



▲全国から集まった選手が技を競う(写真は過去大会)

また、本大会ではサーフィンの正しいルールの励行、マナーの向上により事故防止などの啓発を図ることも目的としています。

大会概要
開催期間 10月10日(金)～18日(土)
会場 静波海岸
競技種目 34クラス(予定)
主催 公益社団法人 日本サーフィン連盟
詳しくは、日本サーフィン連盟ホームページをご覧ください。
ホームページ

税金

本来給付すべき金額が当初調整給付額を上回った人などに、その不足分を追加で給付
令和7年度 定額減税補足給付金（不足額給付）が行われます

令和6年度に定額減税が実施され、減税しきれないと見込まれる人には、定額減税補足給付金（当初調整給付金）を給付しました。

「不足額給付」は、令和6年分所得税および定額減税の実績が確定したことで、本来給付すべき金額が当初調整給付額を上回った人などに、その不足分を追加で給付するものです。

支給対象者

令和7年1月1日時点で市内在住で、次の【不足額給付Ⅰ】または【不足額給付Ⅱ】に該当する人※次に該当する人は、対象の自治体へお問い合わせください。
▼令和7年1月1日までに転出された人↓「転出先の自治体」
▼令和7年1月2日以降に転入された人↓「令和7年度の個人住民税を課税する自治体」（必ずしも住民票上の自治体から給付されるとは限りません）

【不足額給付Ⅰ】

当初調整給付の算定に際し、令和5年所得などを基にした令和6年分推計所得税額を用いて算定し

【不足額給付Ⅰのイメージ】

当初調整給付時点	不足額給付時点※今回
【B】当初調整給付額（令和6年） 1万円単位への切り上げ額 所得税分控除不足額（令和6年分推計値） 個人住民税所得割分控除不足額（令和6年度実績）	【A】本来給付すべき所要額 1万円単位への切り上げ額 所得税分控除不足額（令和6年分実績） 個人住民税所得割分控除不足額（令和6年度実績）
【C】不足額給付額（令和7年） 【A】本来給付すべき所要額－【B】当初調整給付額（令和6年）＝【C】不足額給付額（令和7年）	

たことなどで、令和6年分所得税および定額減税の実績などが確定した後に、本来給付すべき額と当初調整給付額との間で差額が生じた人
給付額 本来給付すべき所要額と当初調整給付額との差額（1万円単位に切り上げ）

【不足額給付Ⅱ】

本人および扶養親族として定額減税の対象外であり、令和5年度または令和6年度で実施した低所得者世帯向け給付対象世帯の世帯主・世帯員に該当しなかった人
給付額 原則4万円（令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円）
給付対象となる可能性のある人(例)
▼事業専従者▼合計所得金額48万円超の人

給付金の支給手続きについて

支給対象者にのみ、8月末から順次、確認書などを通知します。
受付開始日 9月1日(月)

提出先・問い合わせ

提出先 給付金窓口（牧之原市役

問い合わせ 税務課 西原 ☎(23) 0035

手続方法

届いた通知の種類	手続方法
支給のお知らせ	受給手続きは不要。
確認書	内容を確認の上、提出期限（10月31日(金)）までに次のいずれかでお手続きください。 ▶必要事項を記入し、必要書類を添付の上、同封の返信用封筒で返送する。▶給付金窓口へ直接提出する。
申請書	必要事項を記載し、必要書類を添えて、提出期限（10月31日(金)）までに次のいずれかでお手続きください。 ▶必要事項を記入し、必要書類を添付の上、同封の返信用封筒で返送する。▶給付金窓口へ直接提出する。

所榛原庁舎6階）
問い合わせ コールセンター
☎050（5369）9489
（受付：午前8時15分～午後5時）
※詳しくは、市ホームページをご覧ください。
ホームページ



9月の相談日です。
日々の生活の中で、誰かに相談したいと思っていることや疑問に感じていることはありませんか。
そんなあなたからの声に応えるための各種無料相談窓口を紹介します。
秘密は厳守されますので、ひとりで悩まず、まずは相談してみてもいいのではないでしょうか。



一般相談

日常生活の中での困りごとや悩み、分からないことなどの相談を受け付けます。困ったらまずは相談を。
期日 月曜日～金曜日
時間 9：00～12：00
13：00～16：00
会場 市民相談センター
☎市民相談センター ☎230088

消費生活相談

契約トラブルや消費者金融、多重債務、商品苦情など、消費や契約に関する相談を受け付けます。
期日 月曜日～金曜日
時間 9：00～12：00
13：00～16：00
会場 市民相談センター
☎市民相談センター ☎230088

法律相談(先着8人)

多重債務や債務整理、離婚などの法律解釈や手続きなどに関する相談を無料で受け付けます。
弁護士、行政相談委員、人権擁護委員が1回30分に対応します。
※同案件については2回までとさせていただきます。

期日 ①9月3日(木)・②17日(木)
時間 10：00～12：00
13：00～15：00
会場 市民相談センター
予約 市内在住者のみ事前予約可
①8月21日(木)～9月2日(木)
②9月4日(木)～9月16日(木)

☎市民相談センター ☎230088

心配ごと相談

相続や遺産分割・家庭問題・金銭貸借などの紛争解決に、司法書士が対応します。

期日 9月10日(木)・24日(木)
時間 9：00～11：30
会場 市民相談センター
☎市民相談センター ☎230088

暮らしなんでも無料相談

日常生活でのトラブルや悩みごと、困ったことなどの相談を受け付けています。

期日 月曜日～金曜日
時間 9：00～17：00
☎ライフサポートセンターしずおか 中部事務所 ☎054(273)3715

女性相談

女性の抱えるさまざまな悩みを、女性相談員と一緒に考え、解決の糸口を探すお手伝いを電話や面接にて対応します。

期日 月曜日～金曜日
時間 9：15～16：00
会場 さざんか
☎家庭児童相談室 ☎230086

税の無料相談

税に関するあらゆる相談に無料で応じます。東海税理士会島田支部へ相談者による事前予約が必要です。

期日 9月17日(木)
時間 13：30～15：30
会場 市民相談センター
☎東海税理士会島田支部 ☎0547(37)6575

行政相談

行政相談委員が、行政に対する苦情や要望などの相談を受け付けます。

期日 9月3日(木)・17日(木)
時間 10：00～12：00
会場 市民相談センター
☎市民相談センター ☎230088

介護相談

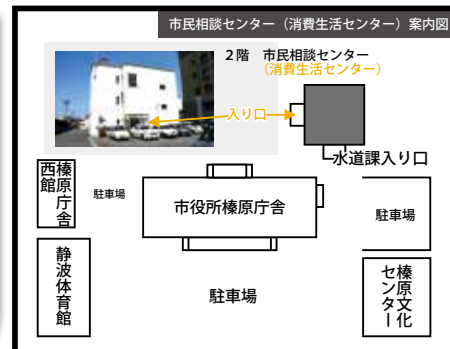
介護する人たちを支えるため、相談・支援体制を整えています。

期日 月曜日～金曜日
*祝日を除く。
時間 9：00～17：00
(水曜日は19時まで)
会場 さざんか
☎長寿介護課 ☎230076

高齢者虐待予防相談

「高齢者に関する虐待かな」と思ったときの相談です。事前に問い合わせの上、お気軽にご相談ください。

期日 9月19日(金)
時間 13：30～16：00
会場 相良庁舎
☎地域包括支援センターさがら ☎31900



*職員や来庁者など、他人に会うことなく入ることができます

第44回危険業務従事者叙勲

瑞宝双光章

～警察功労～



おお い み つ お
大井光男さん(勝間田区)

大井さんは昭和45年に警察官となり、以降41年にわたり藤枝警察署など志太地区を中心に県内警察署に配属され、住民の防犯や安全に尽力されました。また、高速道路交通警察隊として重大な多重事故の原因解明などにも当たりました。今回の受章について「正義感に従い職務に励んできた。とても光栄」と話しました。

死亡叙勲

旭日単光章

～地方自治の伸展に寄与～



いた くら や す ゆ き
故 板倉康之さん(坂部区)

故人は、榛原町議会議員として平成元年9月に当選以来、平成16年5月まで4期15年8カ月 にわたり、空港建設に係る対応をはじめとした施設整備や住民の安心安全な生活の実現などに尽力され、地方自治の伸展に寄与されました。このたび、杉本市長から遺族に対し、死亡叙勲が伝達されました。

褒章

紺綬褒章

～寄附を学校教育環境向上に活用～



は や か わ い お
早川巖さん(相良区出身)

早川さんは、「自身の出身校の子ども達に楽しく学校生活を送ってほしい」という思いから、令和5年12月に市へ多額の寄附をされました。このたび、杉本市長から褒状を伝達し、寄附に対する謝辞を述べました。市では、いただいた寄附を市の学校教育環境向上のため、有効に活用していきます。



さまざまな分野で功績があった方々です
「第44回危険業務従事者叙勲」「死亡叙勲」「褒章」の受章
問い合わせ 秘書広報課 笠井 ☎(23) 0052



家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者のことです
ヤングケアラーをご存じですか
問い合わせ 福祉相談課 今村 ☎(23) 0086

ヤングケアラーとは

本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者のことです。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

【例えば】

▼障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている▼家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている▼障がいや病気のある家族やきょうだいの世話や見守りをしている▼目の離せない家族の見守りや声かけなどの気遣いをしている▼日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳している▼家計を支えるために労働して、障がいや病気のある家族を助けている

▼アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している など



相談できる場所

ヤングケアラーは家庭内のデリケートな問題で、本人や家族にも自覚がないため表面化しにくいと言われています。
周りの人や子どもをはじめ、社会全体でヤングケアラーへの理解が広がるのが大切です。理解を深めることで存在に気づき、子どもの話を聞いたり、その気持ちに寄り添いながら必要な支援につなげていくことができます。
地域で気になる子どもを見かけたりときは、次の相談先へご連絡ください。

- ▼福祉相談課子ども家庭係「平日：午前8時15分～午後5時」☎(23) 0086
- ▼学校教育課「平日：午前8時15分～午後5時」☎(53) 2645
- ▼静岡県中央児童相談所「平日：午前8時30分～午後5時」☎054(646) 3570
- ▼児童相談所相談専用ダイヤル「24時間365日対応」☎0120(189) 783
- ▼静岡県LINE相談「しずおかこども・家庭相談」
☎県LINE

